

平成二十九年十二月四日提出
質問第七九号

皇室會議に菅内閣官房長官が陪席したことに関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

皇室会議に菅内閣官房長官が陪席したことに関する質問主意書

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（以下「特例法」という。）について意見を聴く皇室会議が平成二十九年十二月一日に開かれました。

皇室会議は内閣総理大臣を議長とし、成年に達した皇族から二名、衆議院及び参議院の議長及び副議長、最高裁判所長官及び最高裁判所裁判官一名、宮内庁長官の計十名で構成されています。

十二月一日に開催された皇室会議には十名の議員以外に菅内閣官房長官が陪席していました。

これまでも議員以外の者が陪席することはありましたが、席は議員の輪から離れた壁際になっていたりしていません。しかし、今回の菅内閣官房長官の席は議長の正面で輪の中ではありません。

皇室会議後の記者会見で、陪席した菅内閣官房長官の役割を尋ねられた山本宮内庁長官は、「特例法の担当大臣の立場で、説明員として陪席した。特例法の趣旨などについて議員から質問があった時に責任を持って答えることが必要。そのために陪席したと整理している。」と答えたとされています。

以下、政府に見解を伺います。

一 菅内閣官房長官の席が過去の陪席者と異なり、議員の輪の中にあつたのは如何なる理由からか。

二 宮内庁長官の記者会見での発言によると、特例法についての説明員として陪席していたということですが、特例法の趣旨等について菅内閣官房長官に実際に質問した議員はいるのか。

三 いるならば、具体的にどのような質問をし、答えを返したのか。

四 特例法の説明以外に、当日の議題について菅内閣官房長官が意見を述べることはあったか。あったのなら、具体的にどのような意見を述べたのか。

右質問する。